戦没者等のご遺族の皆さまへ

第１１回特別弔慰金が支給されます

支給対象者

・令和２年４月１日（基準日）で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

支給順位

１　令和２年４月１日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

２　戦没者等の子

３　戦没者等の　①父母　②孫　③祖父母　④兄弟姉妹

　　（戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。）

４　上記１～３以外の戦没者等の三親等以内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面２５万円、５年償還の記名国債

請求期限

令和５年３月３１日

※請求期限を過ぎると第１１回特別弔慰金を受けることが出来なくなりますので、ご注意ください。

手続きに必要なもの

印鑑、本人確認書類、戸籍等

※不明な点がございましたら、請求窓口までお問合せください。

請求窓口

〒２８９－０６１２

東庄町石出２６９２番地４

東庄町保健福祉総合センター

東庄町役場　健康福祉課　福祉係

電話０４７８－８０－３３００